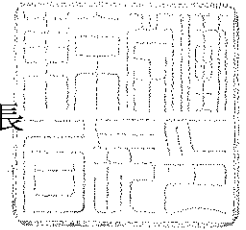


東労発基 0821 第 10 号

令和元年 8 月 21 日

関係団体の長 殿

東京労働局長



労働安全衛生規則の一部を改正する省令等についてのお知らせ
(電気自動車等の整備業務特別教育の新設)

労働行政の推進につきまして日頃から御理解、御協力をいただいておりますことに感謝申し上げます。

さて、労働安全衛生規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第 33 号）及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する件（令和元年厚生労働省告示第 83 号）が、令和元年 8 月 8 日にそれぞれ公布又は告示され、令和元年 10 月 1 日から施行又は適用することとされたところです。

今回の省令等の改正は、電気自動車等には低圧の電気取扱業務において一般に取り扱われる配電設備又は変電設備が搭載されていないこと並びに電気自動車等の整備の業務を行うに当たっては電気自動車等に特有の構造及び整備方法について習得している必要があることから、電気自動車等の整備業務に係る作業の実態を踏まえた上で、電気による労働災害を防止する観点から、当該業務に従事しようとする労働者に必要な知識及び技能を習得させるための特別教育として、電気自動車等の整備業務を低圧の電気取扱業務から分離して新たに規定するもので、内容は別添のとおりです。

貴団体におかれましては、会員事業者に対する改正内容の周知につきまして御配慮をお願い申し上げます。

